東京電力(株)　福島第二原子力発電所

平成25年度　不適合管理委員会報告情報(平成25年　8月26日(月)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年　8月26日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分　Ⅰ:　該当なし

区分　Ⅱ:　該当なし

区分　Ⅲ:　該当なし

その他 :　2　件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)の点検(負荷側絶縁抵抗測定)において、再生ガス加熱器ヒーターB及びCの絶縁不良が認められたため、当該再生ガス加熱器ヒーター電源回路を点検・修理。	GⅢ	
2	3号機	原子炉給水制御系原子炉水位記録計点検において、不具合(指示不良および駆動機構の異音)が認められたため、当該駆動機構を取替。	GⅢ	